

西条市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

家畜保健衛生所条例（昭和25年9月8日条例第39号）の一部改正

第1条に係る部分

新			旧		
別表（第1条関係） 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域			別表（第1条関係） 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
愛媛県西条家畜保健衛生所	西条市	新居浜市、西条市及び 国中央市	愛媛県西条家畜保健衛生所	西条市	新居浜市、西条市、東予市、 国中央市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年6月30日条例第26号）の一部改正

第2条に係る部分

新			旧		
別表 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域			別表 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
省略	省略	省略	省略	省略	省略
〃 西条警察署	西条市 新田	西条市のうち愛媛県東予警察署及び愛媛県今治警察署の管轄区域を除く区域、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区	〃 西条警察署	西条市	西条市一円 、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区 周桑郡小松町のうち大字石鎚（字戸石、字湯浪、字途中の川を除く。）
〃 東予警察署	西条市 壬生川	西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津（東予集団施設地区を除く。）、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、	〃 東予警察署	東予市	東予市一円（河原津のうち東予集団施設地区を除く。）、 周桑郡一円（小松町大字石鎚（字戸石、字湯浪、字途中の川を除く。）を除く。）

新			旧		
		三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町（石鎚（字戸石、字湯浪及び字途中の川を除く。）を除く。）			
〃	今治警察署	今治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、波方町、菊間町、大西町、関前村、西条市河原津のうち東予集団施設地区	〃	今治警察署	今治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、波方町、菊間町、大西町、関前村、東予市河原津のうち東予集団施設地区
省略	省略	省略	省略	省略	省略

愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和33年10月10日条例第48号）の一部改正 第3条に係る部分

新			旧		
別表（第1条関係） 地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域			別表（第1条関係） 地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
省略	省略	省略	省略	省略	省略
西条中央地域農業改良普及センター	西条市	西条市、新居浜市及び四国中央市	西条中央地域農業改良普及センター	西条市	西条市、新居浜市、東予市、四国中央市及び周桑郡

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正 第4条に係る部分

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	目的	位置	名称	目的	位置
省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県養鶏試験場	養鶏に関する試験研究、調査、技術者の養成、種卵のふ化受託等を行う。	西条市	愛媛県養鶏試験場	養鶏に関する試験研究、調査、技術者の養成、種卵のふ化受託等を行なう。	東予市
省略	省略	省略	省略	省略	省略
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		

新				旧			
名称	目的	位置	所轄区域	名称	目的	位置	所轄区域
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県東予児童相談所	同	新居浜市	新居浜市、西条市____、四国中央市____及び越智郡宮窪町四阪島	愛媛県東予児童相談所	同	新居浜市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市、周桑郡及び越智郡宮窪町四阪島
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県西条中央保健所	同	西条市	西条市____	愛媛県西条中央保健所	同	西条市	西条市、東予市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
西条中小企業労働相談所	中小企業における労働問題について、労使関係者の相談に応じ、労使関係の合理的安定に資する。	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市____	西条中小企業労働相談所	中小企業における労働問題について、労使関係者の相談に応じ、労使関係の合理的安定に資する。	西条市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県西条家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市____	愛媛県西条家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年10月6日条例第50号）の一部改正

第5条に係る部分

新		旧	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
郡名	町名	郡名	町名

新		旧	
越智郡	波方町、大西町、菊間町及び上島町	周桑郡	小松町及び丹原町
上浮穴郡	久万高原町	越智郡	波方町、大西町、菊間町及び上島町
伊予郡	松前町及び砥部町	上浮穴郡	久万高原町
喜多郡	長浜町、内子町及び五十崎町	伊予郡	松前町及び砥部町
西宇和郡	保内町	喜多郡	長浜町、内子町及び五十崎町
北宇和郡	吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町	西宇和郡	保内町
南宇和郡	愛南町	北宇和郡	吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町
		南宇和郡	愛南町

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月20日条例第37号）の一部改正 第6条に係る部分

新		旧	
（経営の基本）		（経営の基本）	
第3条 省略		第3条 省略	
2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。		2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。	
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略	
(3) 土地造成事業		(3) 土地造成事業	
名称	位置	名称	位置
愛媛県壬生川地区土地造成事業	西条市	愛媛県壬生川地区土地造成事業	東予市
造成面積	2,201,700平方メートル	造成面積	2,201,700平方メートル
(4) 省略		(4) 省略	

愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）の一部改正 第7条に係る部分

新					旧						
別表第1（第15条関係）					別表第1（第15条関係）						
番号	区域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3	許容限度（単位温度が零度であつて、圧力が	番号	区域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3	許容限度（単位温度が零度であつて、圧力が
		種類	規模					種類	規模		

新						旧					
				号に規定する物質	1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつきミリグラム)					号に規定する物質	1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつきミリグラム)
1	省略	省略	省略	省略	省略	1	省略	省略	省略	省略	省略
2						2					
3	新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓葦、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)及び西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	ふっ 弗素、 ふっ 弗化水 素及び ふっ 弗化珪 素	8.0	3	新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓葦、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域並びに別子山を除く。)、西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	ふっ 弗素、 ふっ 弗化水 素及び ふっ 弗化珪 素	8.0

新				旧			
田、大師町、本町、明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙（1番地から123番地までの区域を除く。）、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榎木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p> <p>伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。</p>			田、大師町、本町、明屋敷、港新地、栄町、神拝甲、神拝乙、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙（1番地から123番地までの区域を除く。）、中西、安知生、洲之内甲、洲之内乙、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榎木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、及び氷見丙に限る。）、東予市（河之内及び黒谷を除く。）、周桑郡小松町	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p> <p>伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。</p>		

新				旧			
<p>三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町（新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。）並びに丹原町（願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。）の区域</p>	<p>トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>と。 原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃料能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</p>					
	<p>アルミニウムの製錬の用に供する電解炉（弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出さ</p>	<p>電流容量が30キロアンペア以上であること。</p>	<p>フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素</p>	1.0			
<p>（新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。）及び周桑郡丹原町（願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。）の区域</p>	<p>トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>と。 原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃料能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</p>					
	<p>アルミニウムの製錬の用に供する電解炉（弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出さ</p>	<p>電流容量が30キロアンペア以上であること。</p>	<p>フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素</p>	1.0			

新				旧			
		れるものに限る。)	あること。			れるものに限る。)	
備考 省略				備考 省略			
別表第3(第2条関係)				別表第3(第2条関係)			
(1) ばい煙に係るもの				(1) ばい煙に係るもの			
地域		工場又は事業場		地域		工場又は事業場	
東予地域(新居浜市(別子山を除く。)、西条市及び四国中央市(新宮町を除く。))の区域をいう。		すべての排出口から排出される排出ガス量(大気中に排出される気体の1時間当たりの量を、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)が10,000立方メートル以上の工場又は事業場		東予地域(新居浜市(別子山を除く。)、西条市、東予市、四国中央市(新宮町を除く。))、小松町及び丹原町の区域をいう。		すべての排出口から排出される排出ガス量(大気中に排出される気体の1時間当たりの量を、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)が10,000立方メートル以上の工場又は事業場	
(2) 省略				(2) 省略			

愛媛県保健所設置条例(昭和51年3月23日条例第8号)の一部改正

第8条に係る部分

新			旧		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
1 中央保健所の名称、位置及び所管区域			1 中央保健所の名称、位置及び所管区域		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
愛媛県西条中央保健所	西条市	新居浜市、西条市及び四国中央市	愛媛県西条中央保健所	西条市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略
2 省略			2 省略		

愛媛県地方局設置条例(昭和55年3月18日条例第1号)の一部改正

第9条に係る部分

新	旧
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)



新			旧		
地方局の名称、位置及び所管区域			地方局の名称、位置及び所管区域		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
西条地方局	西条市	西条市、新居浜市及び_____四国中央市_	西条地方局	西条市	西条市、新居浜市、東予市、四国中央市及び周桑郡
省略	省略	省略	省略	省略	省略

愛媛県児童相談所設置条例（平成12年3月24日条例第18号）の一部改正 第10条に係る部分

新			旧		
別表			別表		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
省略	省略	省略	省略	省略	省略
愛媛県東予児童相談所	新居浜市	新居浜市、西条市_____、四国中央市_及び越智郡宮窪町四阪島	愛媛県東予児童相談所	新居浜市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市、周桑郡及び越智郡宮窪町四阪島
省略	省略	省略	省略	省略	省略